東大阪市告示第１６７号

東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成１６年東大阪市条例第３号）第１７条第１項及び第１８条の規定により事業計画書及び説明会等計画書が提出されたので、同条例第１９条の規定により告示し、当該事業計画書及び説明会等計画書の図書を縦覧に供する。

令和８年１１月１０日

東大阪市長　野　田　義　和

１　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

大阪府東大阪市新家西町２番１８号

株式会社大隅建設　代表取締役　内村　誠志

２　産業廃棄物処理施設の設置の場所

東大阪市新家西町１６番（地番表記）

３　産業廃棄物処理施設の種類

積替・保管施設

４　産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及びがれき類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

５　産業廃棄物処理施設の処理能力（最大保管量）

産業廃棄物　　４７㎥

６　縦覧の場所

東大阪市環境部産業廃棄物対策課

7　縦覧の期間及び時間

令和８年１１月１０日から令和８年１２月１０日まで

（午前９時から午後５時３０分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）